

人材紹介基本契約 弊社ひな形 抜粋

乙が紹介した丙が専ら丙の事由により退職（丙の責めに帰すべき事由による解雇を含む）に至った場合、対価の返却は以下の通りとし、退職日が属する月の翌月末までに支払うものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。

一、入社日から1ヶ月以内に退職に至った場合 報酬額 × 50%